（様式５）

最終更新日：令和8年10月31日

一般社団法人日本デフバドミントン協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）中長期基本計画を策定している。 （2）中長期基本計画をHPに開示している。 《中長期基本計画URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB2024-2028.pdf （3）計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	01.中長期基本計画2024-2028 02.2024年10月18日第6回理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 （2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画をHPに開示している。 《中長期基本計画URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB2024-2028.pdf （3）計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	01.中長期基本計画2024-2028 02.2024年10月18日第6回理事会議事録
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源は、協会会費、主催大会の参加費、JSC助成金、企業からの協賛金である。事業費の規模に対する事業収入が少なく、また当協会はJSC助成金で成り立っている為将来を見据えた事業展開ができず、スポンサー獲得が困難な状況にある。 財政的に自立するために、まず自主財源の確保（協会会費、主催大会の参加費等）による自主独立に努め、スポンサー獲得・会員の増加を目標に運営をしていく。 また、中長期基本計画は、策定に当たり役職員や構成員から幅広く意見を募った上で、HPに開示している。 《中長期基本計画URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E4%B8%AD%E9%95%B7%E6%9C%9F%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A8%88%E7%94%BB2024-2028.pdf	01.中長期基本計画2024-2028 02.2024年10月18日第6回理事会議事録 03.2025年度事業報告 04.2025年度決算報告書 05.監査報告書（内部） 06.監査報告書（外部） 07.2026年度活動方針 08.2026年度予算

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2025年6月に役員改選を実施し、現在の役員体制は以下のとおりである。 役員選考規程第３条３項１号に女性役員の割合を40%以上に設定しており、現在、８名の理事中６名が女性理事となっており、目標設定40%より達成している。 現在、理事8名のうち外部理事は1名であり、その割合は12.5％となっている。このため、現時点では目標を達成できていない。 今後は、外部理事の候補者について理事会内で協議を行い、2027年3月までに候補者の確保に向けて取り組む。 なお、役員の任期は2年であり、次回の役員改選は2027年6月を予定している。その際に外部役員の割合25％以上を達成できるよう、計画的に候補者の選定を進める。 《役員選考委員会規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/12-20_yakuin.pdf	09.2026年度_役員名簿 10.役員選考規程 11.役員選考委員会規程
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	本協会は評議員での組織運営をおこなっていないため、本審査項目は適用されない。	無
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会は年に１回以上開催している。強化委員長を理事として選任しており、アスリート委員会の意見を組織運営に反映させている。 開催実績は、2024年度（2025年2月開催）、2025年度（2026年3月開催）である。 アスリート委員会規程は施行し、HPに開示している。 アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。 《アスリート委員会規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-01_athlete.pdf	12. アスリート委員会　（2025年）2026年3月12日　PDF 13.アスリート委員会規程 14.2025年度　JBAD各委員会体制一覧表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款第４章役員　第23条に明記されている通り、理事３人以上20人以内、監事２人以内と定款に沿った人数を確保して適正に運営している。 （現在理事８名のうち、女性６名を配置している。） また、女子スポーツ委員会を配置する等、当協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、適切に選出している。	14.2025年度　JBAD各委員会体制一覧表 15.定款 16.理事会運営規程
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の就任時の年齢に制限を設けている。 役員選考規程を施行し、HPに掲載している。 《役員選考規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-21_yakuinsenkou.pdf	10.役員選考規程 11.役員選考委員会規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	役員選考規程の第3条（１）の２に10年を超えないこと。と定めている。 尚、現在10年を超えて在任する理事はいない。 最長に達した場合再任までの期間を役員選考規程に追加記載（改訂）することは書面理事会で承認された。 《役員選考規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-21_yakuinsenkou.pdf	10.役員選考規程 14.2025年度　JBAD各委員会体制一覧表 17.書面理事会議事録（11.20決裁）
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員の３名のうち、１名が協会理事、２名は外部の有識者を配置している。 ◆有識者情報 新井喜代加氏：松本大学教授 武田 丈太郎氏：北海道教育大学岩見沢校教授 《役員選考委員会規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/12-20_yakuin.pdf	09.2026年度_役員名簿 10.役員選考規程 11.役員選考委員会規程 18.役員選考委員会_0616記録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	各組織規程及び倫理規程を整備し、HPに開示している。 《職務権限規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/02_syokumu.pdf 《強化指定選手・スタッフ行動規範URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/12-11_koudou.pdf 《倫理規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-18_rinri.pdf	19.職務権限規程 20.倫理規程 21.強化指定選手・スタッフ行動規範 22.コンプライアンス委員会規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して整備し、HPに開示している。 《職務権限規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/02_syokumu.pdf 《理事会運営規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/05_rijikaiunei.pdf	19.職務権限規程 23.理事会運営規程 24.会員規程 25.謝金支給基準
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	コンプライアンス委員会を設置したうえで、倫理規程、コンプライアンス委員会規程、懲戒処分規程を施行し、HPに開示している。 《倫理規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-18_rinri.pdf	22.コンプライアンス委員会規程 20.倫理規程 24.会員規 26.懲戒処分規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	当協会に職員はいないが、理事及び各専門スタッフへの謝金規程は整備済であり、HPに開示している。 《定款URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2024/07/00_teikan%EF%BC%8820240616%EF%BC%89.pdf 《謝金支給基準URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/07_syakin-1.pdf	15.定款 25.謝金支給基準 27.審判謝金基準 28.功労金支給規程 29.助成費支給基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄付金等取扱規程を施行し、HPに開示している。 《寄附金等取扱規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/08_kihukin.pdf 《功労金規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2023/06/13_merit-money.pdf	28.功労金支給規程 30.寄附金等取扱規程 29.助成費支給基準 30.基金取扱規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	寄附金等取扱規程や肖像権取扱規程を施行し、HPに開示している。 《寄附金等取扱規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/08_kihukin.pdf 《スポーツ用具・ユニフォームに関する規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-12_itemuniform.pdf 《肖像権取扱規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-23_syouzouken.pdf	31.寄附金等取扱規程 32.スポーツ用具・ユニフォームに関する規程 33.スポーツ用具・ユニフォームに関する規程誓約書 34.肖像権取扱規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナル・ユースチーム強化指定選手選考基準を整備し、強化指定選手選考の要件を示している。ナショナルチームに、「承諾確認書＆誓約書」を記入捺印してもらっている。 また、代表選手（国際大会派遣選手）選考規程があり、それをもとに、代表選手選考の要項を作成している。 選手、スタッフの肖像権に関する規程を設けている。	34.肖像権取扱規程 35.ナショナル・ユースチーム選手選考基準 36.スポーツ仲裁規程 37.代表選手（国際大会派遣選手）選考規程 38.2026年度_誓約書
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	大会などの審判員は、人数のみ依頼して審判員の選定はおこなっていない。 参考URL（公認審判員）：https://badminton-rule.com/judge_rule.html	39.2026年度公認審判依頼書（宮崎県バドミントン協会）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1)弁護士や司法書士・行政書士に適宜ご相談できる体制がある。 ◆相談実績がある弁護士・司法書士、行政書士情報 弁護士　高松政裕氏 京橋法律事務所 104-0061　東京都中央区銀座1丁目16番7号　銀座大栄ビル7階 弁護士　馬淵雄紀氏 イマージェント法律事務所 105-0004　東京都港区新橋一丁目18-21 第一日比谷ビル4階 司法書士・行政書士　桂誠九氏 150-0043　東京都渋谷区道玄坂一丁目15番3号　プリメーラ道玄坂423 (2)役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	無
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2021年度からコンプライアンス委員会を設置し、運営している。 開催実績については、2022年度および2023年度は委員の日程調整がつかず、開催を見送った。 2024年度は2024年11月に開催したが、2025年度は2026年3月までの開催を予定していたものの、日程調整がつかず、開催には至らなかった。 2026年度は2027年3月までの開催を予定しており、委員間の調整を進め、継続的な開催とコンプライアンス意識の向上に取り組む。 また、コンプライアンス委員4名のうち1名に女性を配置している。	40.コンプライアンス委員会規程 41.コンプライアンス委員会名簿 42.コンプライアンス委員会議事録_241113

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会に弁護士、公認会計士、学識経験者などの有識者は配置している。	40.コンプライアンス委員会規程
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JSC及びJPC主催のガバンスコードに関する研修会には理事が出席している。 少なくとも、これらの研修を年に1回以上実施している。 また、2026年11月12日におこなわれる予定のJSPO・JPC ・JOC加盟団体向け研修会に、当協会理事が出席する予定でいる。	43.【研修のご案内】 JOC/JSPO/JPC加盟団体向ガバナンス研修（11/12）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けにコンプライアンス教育を年に1回以上実施している。 2026年度はアジア太平洋デフ・マルチスポーツ選手権大会（マレーシア）が開催されるため、アンチドーピング講習会を開催した際、全員出席した。 日程：2026年7月25日（土） 講師：東京都薬剤師会　アンチ・ドーピング委員会 菊地 勇人 氏 ・ 宮田 博美 氏 テーマ：アンチドーピング講義 開催形式：現地対面	54.【配布用】アンチ・ドーピング講習会_デフバドミントン_25Jul2026
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのコンプライアンス教育は実施していない。 本協会は審判員の管理・養成をおこなっていないことから、コンプライアンス教育を実施する立場ではないため、本審査項目は適用されない。	39.2026年度公認審判依頼書（宮崎県バドミントン協会）
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	当協会と契約締結しているeN税理法人と連携している。 eN税理法人URL：https://en-tax.co.jp/ (1)弁護士や司法書士・行政書士に適宜ご相談できる体制がある。 ◆相談実績がある弁護士・司法書士、行政書士情報 弁護士　高松政裕氏 京橋法律事務所 104-0061　東京都中央区銀座1丁目16番7号　銀座大栄ビル7階 弁護士　馬淵雄紀氏 イマージェント法律事務所 105-0004　東京都港区新橋一丁目18-21 第一日比谷ビル4階	44.顧問委嘱契約書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当協会監事は外部から招き、これまでに他団体で協会運営などに精通している人物を配置している。経理規程もあり、適切に行われている。 適正な監事を配置している。 税理士に会計を行ってもらい、決算期には監事に会計監査を行ってもらっている。 《経理規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/11_keiri.pdf	05.監査報告書（内部） 06.監査報告書（外部） 46.経理規程
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等に関しては、要綱などの定めに沿って適正に処理している。 不正をおこなった場合は、倫理規程により懲戒処分の対象としている。	47.D-BD_令和8年度競技力向上事業補助金交付額決定通知書 55.令和8年度スポーツ振興くじ助成金交付額確定通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	社員総会で議決された各種書類に関しては下記HPに開示している。 《HP》 https://jbad.or.jp/gaiyo/	03.2025年度事業報告 04.2025年度決算報告書 05.監査報告書（内部） 06.監査報告書（外部） 07.2026年度活動方針 08.2026年度予算

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準に関する情報は、HPに開示している。 選手からの問い合わせ、周知展開などの方法は、メールで対応している。 《ナショナル・ユースチーム選手選考基準URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-10_national.pdf	35.ナショナル・ユースチーム選手選考基準
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード自己説明をHPに公表している。 《ガバナンスコードURL》 https://jbad.or.jp/gaiyo/	《ガバナンスコードURL》 https://jbad.or.jp/gaiyo/
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反規程は施行し、HPに開示している。 《利益相反規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/09_riekisouhan.pdf また、必要な事項を司法書士と弁護士をかえて慎重に規程を定められている。 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。	48.利益相反規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは作成し、HPに開示している。 《利益相反ポリシーURL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/10_riekisouhanpolicy.pdf	49.利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（1）通報窓口については、HP、SNSなどを通じて、NF関係者に周知している。 https://jbad.or.jp/gaiyo/teikan_kitei/ （2）「通報および相談窓口設置に関する規程」第6条にて、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 （3）通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについては、上記規程第6条で定めている。 （4）通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対し不利益な取扱いを行わないことを上記規程第7条で定めている。 （5）JPC等の研修の実施やミーティング等を通じ、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	50.通報及び相談窓口設置に関する規程 51.JBAD通報体制《確定》20260108 56.2024年度 第8回理事会 議事録（押印有）
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（1）通報制度の運用体制では、弁護士、公認会計士が委員を務めるコンプライアンス委員会が担っている。	40.コンプライアンス委員会規程 50.通報及び相談窓口設置に関する規程 41.コンプライアンス委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分手続きにおいては、懲戒処分規程に定めており、これをHPに開示済で周知している。 懲戒処分規程にて、処分対象者の意見を聞く機会を設けており、処分結果は処分の内容、対象行為、処分理由の内容等を書面で通告する旨、不服申立手続きについても定めている。スポーツ仲裁規程において、日本スポーツ仲裁機構への申立てができる旨を定めている。 《懲戒処分規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-17_tyoukai.pdf 《スポーツ仲裁規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-22_sports.pdf	26.懲戒処分規程 36.スポーツ仲裁規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	コンプライアンス委員会においては半数が外部委員を採用し、その外部委員は弁護士、税理士の資格を有し、中立性、専門性がある。 処分審査に関してはコンプライアンス委員会が行っており、処分案を理事会へ報告し、決議ののち処分を行っている。	40.コンプライアンス委員会規程 26.懲戒処分規程 41.コンプライアンス委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲戒処分や協会の決定に対して日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立てができるよう、自動応諾条項を規定している。 申立期間について制限を設けていない。 《スポーツ仲裁規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-22_sports.pdf	36.スポーツ仲裁規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。 《スポーツ仲裁規程URL》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/12-22_sports.pdf	26.懲戒処分規程 36.スポーツ仲裁規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)危機管理マニュアルを作成し、HPにて開示している。 《危機管理マニュアル》 https://jbad.or.jp/wp-content/uploads/2025/05/14-01_Crisis-management-manual.pdf （2）危機管理マニュアルの中には、不祥事対応に関する一連の流れを含んでいる。 （3）危機管理マニュアルの中には、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	52.危機管理マニュアル 56.2024年度 第8回理事会 議事録（押印有）
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において不祥事は発生していない。	無
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会では地方組織が存在しない為、この項目については該当しない。	無
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会では地方組織が存在しない為、この項目については該当しない。	無